

「合理的配慮」について

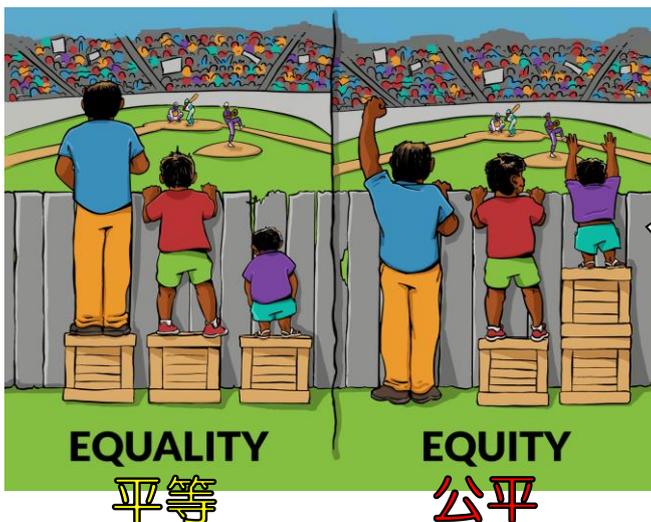
◇【合理的配慮】とは

個々の実態に応じた内容やルール工夫や道具のサポートや使用などといった個別的な配慮を【合理的配慮】と言います。2006年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」で、教育にインクルーシブ教育（障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ）の方向性が示され、合理的配慮の提供が義務付けられました。

その中で「合理的配慮」とは「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されています。

日本では「障害者差別解消法」（2013年公布、2016年施行）で障がい者への差別の禁止と合理的配慮の提供の義務について定められ、合理的配慮の提供については国・地方公共団体・国立大学法人が設置する学校等においては法的義務、私立の学校等においては努力義務があることが明記されています。（過度の負担にならない範囲で）義務として求めることができるようになりました。

合理的配慮を説明する有名な図があります。



野球を観戦している子ども達。左側の図は**平等な対応（EQUALITY）**ですが、これでは背の低い右側の子どもは野球の試合を見ることができません。それに対して右側の図は**公平な対応（EQUITY）**です。背の高い子どもに台は不要で、真ん中の子どもには台が1つ、右側の子どもには2つ必要です。この台こそが合理的配慮で、この台の高さを話し合いにより決定していくことが重要です。

発達の凸凹により、本人に「努力では乗り越えられない壁」がある状態のまま、「皆と同じ」を求めるのは、例えば視力の弱い人に「がんばってよく見れば見える」と励ますのと同じことです。まずは、同じ土俵に立つ、ということを周囲に理解してもらう必要があります。

Interaction Institute for Social Change Artist: Angus Maguire
<http://interactioninstitute.org/illustrating-equality-vs-equity/>より

「小さな」合理的配慮でも、本人の集団生活での負担感がぐっと和らぎ、集団行動や一斉授業でも、参加できる、取り組めるようになる可能性があります。また、本人の凸凹の差と環境が合わないならば、本人に合った環境に変えることでも、「障害」状態ではなくなり、学校に適應できるという場合もあります。発達の凸凹の大きさにかかわらず、より多くの子ども達にとってわかりやすく学びやすい環境をつくることは大切です。加えて、子ども理解への共通認識をもちながら、様々な立場の大人が連携しながら多様で柔軟なかかわりをしていくことも大切です。今後も、日々の教育活動の中で子ども達が自分らしさを大事にしながら、共に認め合い学び合い成長し合う環境づくりに努めていきたいと思ひます。学校で対応できることもあれば難しいこともあります。まずは、相談してください。何かありましたら、担任または特別支援コーディネーターまでご連絡ください。